黙示による包括的な同意として扱う事項について

個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、個人情報保護委員会および厚生労働省により作成された「健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」では、被保険者にとって利益になるものや、事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとは言えないものの利用の範囲については、ホームページへの掲載等により明らかにしておき、被保険者等から特段明確な反対・留保の意思表示が無い場合は「黙示による包括的な同意」が得られていると取り扱ってよいこととされています。

当健康保険組合では下記の事項についてはこの趣旨に該当すると判断いたしますので、同意されない場合は当健康保険組合までご連絡ください。

記

１．医療費通知及び給付金支給決定通知を世帯まとめて行うこと。

２．高額療養費の該当者に事業所経由で申請書をお送りすること。

３．「健康者表彰」該当者に記念品を渡すために、該当者の一覧を事業所へ提供すること。

４．「資格情報のお知らせ（個人番号の下４桁含む)」を世帯まとめて送付すること。

（お問い合わせ先）
しんくみ関西健康保険組合
℡06-6943-7636

以上